

國學院大學學術情報リポジトリ

國學院大學図書館所蔵「森田清太郎旧蔵醍醐寺地蔵院等文書」

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 千々和, 到, 北爪, 寛之, 熊谷, 博史 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00002368

國學院大學図書館所蔵

「森田清太郎旧蔵醍醐寺地蔵院等文書」

千々和 到

北爪 寛之

熊谷 博史

一、はじめに

國學院大學図書館が二〇〇八年に古書店から購入した一卷の中世文書を紹介したい。

この卷子は、「醍醐寺地蔵院関係文書」と仮に名付けられており、延徳二年（一四九〇）の醍醐寺地蔵院と久我家との間の相論の文書が四通と、後欠の某書状、それから宝泉院宗秀仏具等注文の、計六通からなっているものだった。

周知のように國學院大學図書館には、重要文化財に指定されている「久我家文書」が所蔵されている。四通の久我家にからむこの相論文書は、久我家文書からではわからない久我家の在地支配に関する史料として、この卷子を所蔵する意味があると判断された。さらに卷子に含まれる一通の書状は、後欠であるとはいえ、様々な検討から、室町將軍の側近として政治史に名高い醍醐寺の満濟准后の自筆書状の可能性が高いと考えられ、これもぜひ本学図書館に所蔵したいと考えられたのである。そしてこの卷子は、「森田清太郎氏所蔵文書」という名で東京大学史料編纂所が影写

本を所蔵している文書群の一部であることがわかった。

そこで、本卷子を紹介するにあたり、まず「森田清太郎氏所蔵文書」について述べておきたい。「森田清太郎氏所蔵文書」の文書原本は、現在その全部の所在をつまびらかにはしがたい。しかし、東京大学史料編纂所に「森田清太郎氏所蔵文書」(架蔵番号 3071.65-34)として影写本が架蔵されているので、大正年間の同所採訪当時の全容をうかがうことはできる。この影写本、「森田清太郎氏所蔵文書」には文書・記録・典籍を中心に九十五点が収められており、全体で一八七丁の厚い冊子である。所収文書の大部分は東寺や醍醐寺地蔵院、仁和寺などといった京都の真言宗寺院関係の文書で構成されていた。また、この影写本の奥書には、「右 森田清太郎氏所蔵文書 奈良市 大正十年三月影写了」とあり、大正十年(一九二一)三月には奈良市在住の森田清太郎氏が所蔵していたことを確認できる。だがその後この文書群は散逸したものと思われ、後述するように一部の文書が別の所蔵先に渡っていることを確認できるものの、本学図書館が所蔵することになった分に関しては、どのような経緯によつて森田氏の手許から離れたのかは、分かっていない。

二、「醍醐寺地蔵院等文書」

以下、「醍醐寺地蔵院等文書」(國學院大學図書館、貴重図書4188)について具体的に述べることにする。この文書群の体裁は一卷の卷子となっており、六通の文書が収められている。装丁は新しく、堅めの仕上がりで、一部の文書は成巻のために裁断されたと思われる箇所も存在するなど、少し残念なところもある。法量については以下の通りである。

文書名

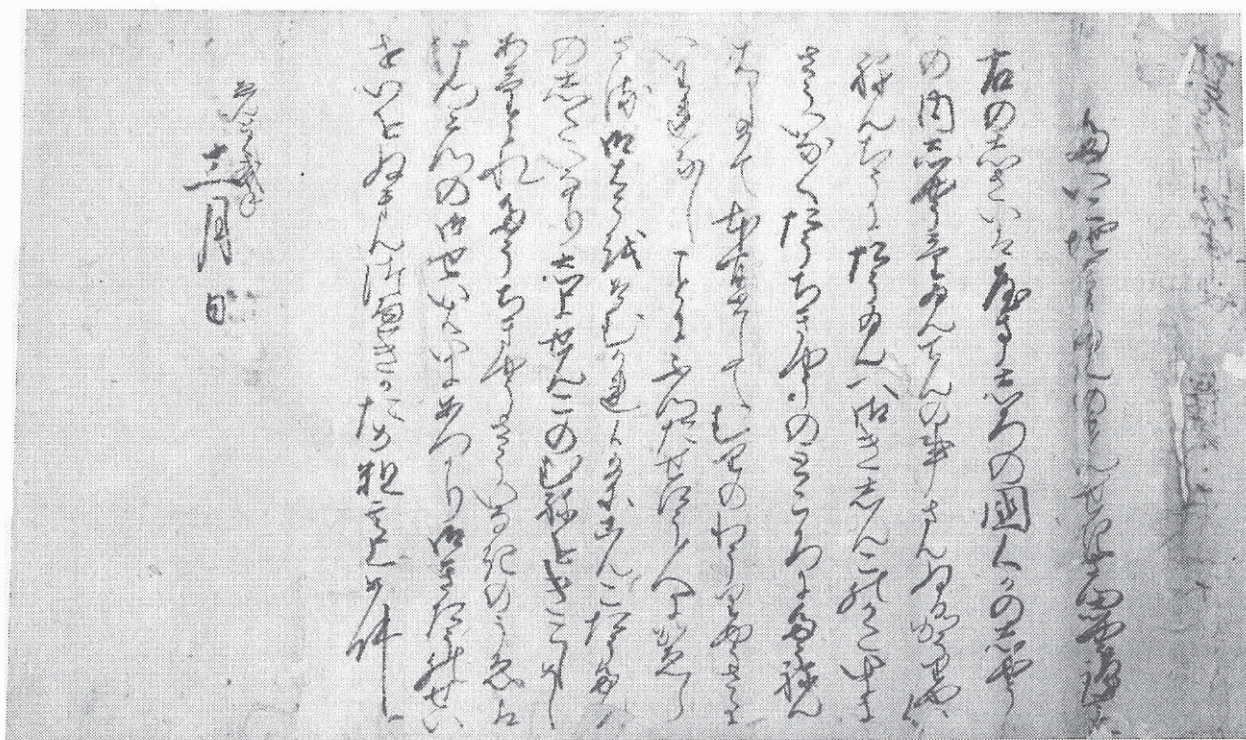
法量(単位はcmとする)

A	ゑんとく貳年十一月日、地蔵院門跡申状	縦二十六・二×横四十三・七
B	ゑん徳貳ねん十二月日、久我家陳状案	縦二十八・一×横四十五・四
C	ゑん徳二ねん十二月日、地蔵院門跡重申状土代	縦二十六・二×横四十四・五
D	ゑん徳二ねん十二月日、久我家陳状案	縦二十六・二×横四十三・七
E	(応永二十四年三月二十七日) 某書状断簡	縦三十一・九×横四十三・六
F	慶長七年十月吉辰、宝泉院宗秀仏具等注文(前欠カ)	縦二十九・三×横七十四・三

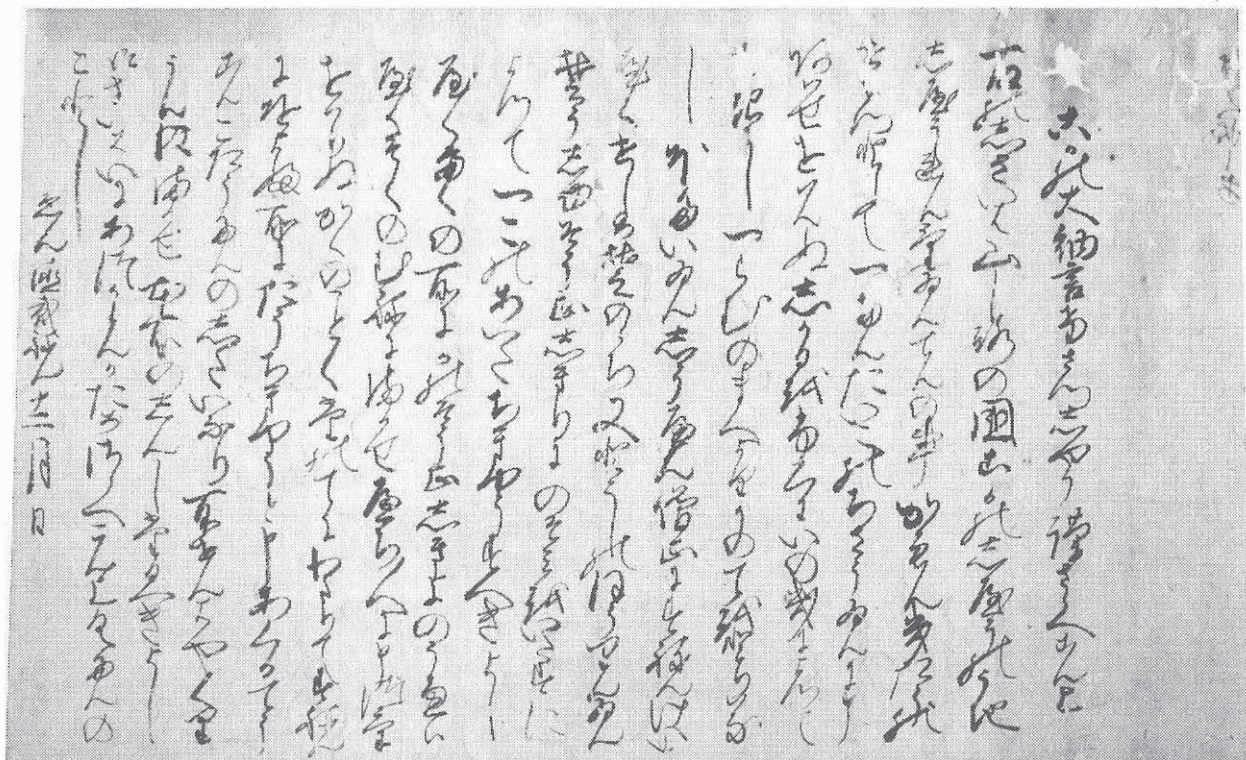
このA～Fのうち、Fのみが二紙の貼継であるほかは、すべて一紙の文書である。なお、ゑんとく(延徳)貳年(一四九〇)十一月から十二月の四通は、醍醐寺地蔵院・久我家相論関係文書であるが、東京大学史料編纂所が近年刊行した『大日本史料』第八編之四十に關連文書と共に収載されているため、本稿では翻刻を省略し、ここでは關連文書を含めて相論の経過を整理しておく。

・醍醐寺地蔵院・久我家相論関係文書

①	ゑんとく貳年十一月日、地蔵院門跡申状	國學院大學図書館所蔵
②	ゑん徳貳ねん十二月日、久我家陳状案	國學院大學図書館所蔵
③	ゑん徳二ねん十二月日、地蔵院門跡重申状土代	國學院大學図書館所蔵
④	ゑん徳二ねん十二月日、久我家陳状案	國學院大學図書館所蔵



写真A 享んとく貳年十一月日、地藏院門跡申状



写真B 享ん徳貳ねん十二月日、久我家陳状案

⑤延徳貳年拾貳月日、地蔵院門跡重申状案

早稲田大学中央図書館所蔵

⑥延徳貳 十二月卅日、室町幕府奉行人連署奉書案

広島大学文学部所蔵

醍醐寺地蔵院と久我家との相論に係る文書としては、現在、右の六通が残っていることが確認できる。この相論は延徳二年十一月から十二月にかけて、山城国乙訓郡久我庄内の浄蓮華(花)院田の知行をめぐって、醍醐寺地蔵院が久我家を訴えるかたちで進められている。①(A)で地蔵院は、論所である浄蓮華院田は久我家から康暦年中(一三七九〇八一)に地蔵院へ寄進されたものであり、現在まで当知行していること、今年になって久我家が無理の押領をしてきているが地蔵院の当知行の事実は相違無いことなどを主張している。論所はすでに地蔵院へ寄進されたものであり、久我家の押領は「(仏陀施入)ふつたせにう、人にかゝらさる御はう」(法)に背くと訴えている。②(B)の久我家の反論は、①の訴えに対し論所の浄蓮華院田を久我家が地蔵院に預け置いたことは認めつつ、応仁・文明の乱以前に地蔵院より取り返し、「(菩提院)ほたいゐんしうへん僧正」、東寺の「(宝輪院)ほうりんゐんそうしゆそう正」へ知行をさせた。さらに契約により、宗寿が死去したら別人へ渡すことになっていたので預けたと述べている。地蔵院側が浄蓮華院田を寄進されたと認識しているのに対し、久我家側は家の祈祷のための施物として預けただけと主張し、認識を異にしている。これに対し地蔵院は③(C)で、久我家が提示している支證を疑い、仮に宗寿が久我家の言い分を認めたとしても、宗寿は地蔵院門弟であり供僧職を申し付けていることから、宗寿と久我家との契約は地蔵院を挟まない私的な契約であり成り立たない、と改めて久我家の主張を否定している。

④(D)に関しては②と同文であり、そのため『大日本史料』では④を省略しているが、原本から確認できる違いとしては、同じ文字が、④では漢字に直されていることが多い点を指摘できる。⑤は③と同文ではあるが、③を土代と

して清書された後の文書となる。土代の段階で修正された箇所が直されて書かれているなど、文書作成過程をうかがうことができ興味深いものである。⑥はこの相論のひとつの結末として室町幕府が地蔵院側の当知行の実を認める形で下した奉行人連署奉書である。^②この一連の相論は三問三答に至らず幕府の裁許が下され、終結したことがわかる。

以上が醍醐寺地蔵院と久我家との相論に関する概要であるが、これら関係史料のうち①②③④が國學院大學図書館の所蔵となったわけである。これらの文書の興味深い点はいずれも仮名書きであり、口頭での相論の訴陳を彷彿とさせ、③については土代として、挿入や文字の訂正が多くの箇所で見られ、文書作成の具体的な姿を導き出すことができる点であろう。さらに醍醐寺地蔵院側の訴状と久我家側の陳状とが一緒になっており、室町期の相論の一部始終を垣間見ることができ貴重な史料と言える。

⑤の文書の伝来については興味深い点がある。⑤は現在早稲田大学中央図書館所蔵の「荻野三七彦旧蔵資料」となっているが、^③遡れば「森田清太郎氏所蔵文書」にたどり着くのである。「森田清太郎氏所蔵文書」の一部は小泉策太郎氏の許に入ったことが知られているが、⑤の文書も一緒に入っていたことが確認できる。更に小泉策太郎氏が所蔵していた文書が後に荻野三七彦氏の許に渡った時にもその中に⑤の文書は入っていたのである。小泉策太郎氏といえは、新聞記者をへて政治家となり、明治四十五年（一九一〇）の衆議院選挙での初当選から、昭和初期にかけて「政界の策士・黒幕」と喧伝されたほどの人物であるが、晩年には元老西園寺公望の伝記を中心とした文筆活動に専念する。小泉策太郎氏はさまざまな史料を収集し、それらが「小泉策太郎氏所蔵文書」としてやはり東京大学史料編纂所が影写をおこなっており、その段階での全容を確認することができる。^④その奥書には「右 小泉策太郎氏所蔵文書 東京市麻布区廣尾町三三 昭和九年十二月 影写了」とある。昭和九年（一九三四）は、すでに小泉策太郎氏は立憲政友会を脱党し、政界から身を引いている時期である。「森田清太郎氏所蔵文書」が影写されたのが大正十年（一九二一）で

あることをふまえると森田清太郎氏から小泉策太郎氏への伝来は直接なされた可能性もあるが、具体的な接点は現時点では確認することができない。「森田清太郎氏所蔵文書」の醍醐寺地蔵院・久我家相論関係文書の中、一通のみが異なった伝来を経ていることは興味深い点である。⑥については、現在は広島大学文学部所蔵の猪熊信男氏旧蔵文書であるが、元は「進士文書」であり、「森田清太郎氏所蔵文書」とは伝来を異にすると考えられる。

國學院大學図書館所蔵「醍醐寺地蔵院等文書」において、上述の①～④に続く⑤「(応永三十四年三月二十七日)某書状断簡」、⑥「慶長七(壬寅)年十月吉辰、宝泉院宗秀仏具等注文」については未翻刻文書でもあるので、章を改め、翻刻と若干の考察を加えてみたいと思う。

三、「(応永三十四年三月二十七日)某書状断簡」

○翻刻(端裏書は東京大学史料編纂所架蔵の影写本により補う)

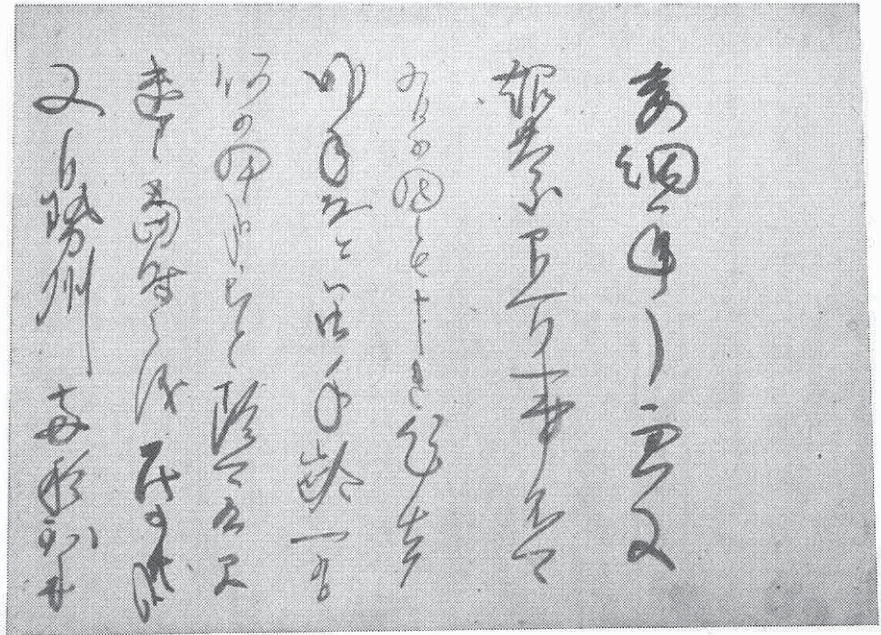
(端裏書)

「超慶印可事(応永卅四 三 廿七) ■ ■ 卅才」(切封跡)

委細承了、兼又

超慶印可事、不可

有子細之由申候き、乍去



写真E (応永三十四年三月二十七日) 某書状断簡

明年などハ御年齢可有

何子細候哉、ちと雖可為早

速候、当時之儀如此事共候哉、

又自勢州両種到来、

「(以下欠)

○文書の状態

本文書は一紙で縦紙、後欠の文書である。端裏書の部分は切り捨てられ、現状では確認できないが、幸い、成巻される以前の様子が東京大学史料編纂所架蔵の影写本(「森田清太郎氏所蔵文書」某書状、一〇四〜一〇五丁)に残されており、それによれば端裏書があつて、応永三十四年(一四二七)三月二十七日に書かれたことなどが判明する。したがって、翻刻にあたっては同影写本も参照した。

○内容の考察

まず本文書の内容は、超慶印可の件について差出人が了承していること、勢州より酒肴がもたらされたこと、^⑤以上二点が記されている。ただ、差出人は超慶の印可の年齢が若干早いことを気にしており、来年ならば問題が無いが、近年の印可の例ではこのような例もあるかと感想をもらしている。

この超慶印可については、『満濟准后日記』(「続群書類従補遺」)「続群書類従完成会」に關係史料があるので、次に

それらを掲げたい。

【史料一】『満濟准后日記』 応永三十四年四月二十二日条

廿二日、(中略) 超慶阿闍梨今夕於_二金剛輪院御堂_一印可授_レ之、千日護摩旧冬雖_レ滿_二日數_一依_二此徵望_一于_レ今延修也、道場方事一向妙法院法印奉_二行之_一、八祖并尊師_(聖宝)・故超濟僧正影以上十幅懸_レ之、超慶彼院常住出世也、仍故懸_二此影_一了、

本文書から一月ほど経た四月二十二日、超慶は醍醐寺内の金剛輪院で印可を授けられている。印可にあたっては千日護摩を延長して行い、道場方は当時の妙法院主賢長が取り仕切っている。また、この記事の中で真言八祖と尊師(聖宝)の外に、超濟の影が掛けられている点も注目できる。超濟の影を掛けた理由は、超慶が妙法院の常住出世であり、超慶の師は超濟という者であったことが確認できる。印可を授けられた超慶という人物は、【史料一】からも分かる通り、醍醐寺妙法院の僧である。『満濟准后日記』には、応永三十年(一四二三)〜永享四年(一四三二)まで活動が確認でき、寺内の仏事で調声、讚の役を勤めていることが多い⁶⁾。史料で超慶は常住出世であると記されているが、鈴木智恵子氏によると、出世とは、門跡あるいは供僧との間に、加行・灌頂・受戒等を通じて師弟関係を結び、かつ原則として彼らに近侍した清僧であるとしている。また、鈴木氏は超慶について、良家(貴族の子弟の僧)が「調声」「讚」を勤めるのは稀であるとして、超慶は堂上家の出とは言い難いと指摘している⁷⁾。つまり、超慶は満濟に近侍して出世者となることで、印可を授けられ、満濟と灌頂を通じての弟子という関係を結ぶことになったのである。超慶の属していた妙法院は、醍醐寺にある院家の一つで、願主は藤原惟信、本尊は阿弥陀丈六像である。敷地は下醍醐

にある清滝宮南大路の南にあつたといふ⁽⁸⁾。妙法院の院主は『醍醐寺新要録』妙法院篇によると、定暁―定憲―超濟―光超―賢長―賢快―長濟―賢紹―堯濟となつてゐる。そこで、超慶の院家の師である超濟と満濟のつながりについて史料から追つてみたい。

【史料二】妙法院超濟付法状「醍醐寺文書」八十一函（『大日本史料』七一―二五―七六）

申置 三寶院前大僧正御房法流之間之事

- 一 岳西院流大事悉無_レ所_レ残、
 - 一 妙法院方大事以同前、_レ定_レ什_レ法_レ印_レ筆_レ在_レ之_レ、
 - 一 遍智院方大事三卷_レ進_レ之_レ、此外相殘事候者、追可_レ進_レ之_レ、
- 右、付法如_レ件、

應永廿三年九月卅日

法務前大僧正超濟（花押）

【史料三】満濟記文「醍醐寺文書」九十九函（『大日本史料』七一―二五―七六）

應永廿三九月晦日（心宿火曜）、於_二醍醐寺妙法院_一、此大事悉令_二伝授_一畢、新法務（超濟）僧正所勞危急之間、一流大事等可_二申置_一由、以_二定盛法印_一頻懇望、仍俄令_二伝授_一者也、自_レ元、当流一致每度自他扶助来也、彼院家付属仁躰未無_二申置旨_一、定内々用意歟、相統仁可_レ在歟、可_レ加_二扶持_一由、面申置畢、此大事内三卷ハ聖尊親王筆跡、又一卷（定超）、是ハ定什法印筆跡当流骨目也、可秘々、又一卷ハ保延記異説歟、大概記_レ之者也、

座主前大僧正（満濟）（花押）

【史料四】妙法院聖教納狀案「醍醐寺文書」（『大日本古文書』二二―二七〇八）

妙法院本尊箱三合、聖教已下五十六合、渡二納御經藏一候、

广永廿三

十一月廿六日

定盛判

右、如二注文一御蔵二納申候了、

応永廿三年十一月廿六日

実有判

光祐判

（見返シ奥書）

「妙法院聖教事（定盛法印持参案）」

超済は『醍醐寺過去帳』を参照すると、妙法院僧正と記され、三寶院流定済方で、東寺長者も勤めていた人物である。⁹⁾ 超済は応永二十三年（一四一六）十月三日に没するが、¹⁰⁾【史料二】、【史料三】から、直前の九月三十日に超済が満済に対して法流を伝授していたことが分かる。【史料二】には、超済が岳西院流、妙法院方、遍智院方を付法していることが記されている。【史料三】では、超済の所労危急により満済へ法流が伝えられている。満済への伝授は、妙法院に法流を授けるべき人物がないという事態によって、急遽行われているようである。超済が満済へ法流を託した理由は、同じ三寶院定済方の流れを汲んでいたことが挙げられるだろう。応永二十三年の伝授は、超済の危急という緊急の状況下のもと、法流の異なる院家に預けたといえることができる。

さらに満濟の聖教収集活動に注目すると、この応永二十三年の伝受のもう一つの意味も見えてくる。藤井雅子氏によると、南北朝期歴代の三宝院門跡は、三宝院流正嫡が醍醐寺座主を務めるといふ基本原則があり、かつて三宝院嫡流に相承され、後に散在してしまつた聖教を書写・収集し、管理していたとする¹¹。つまり、満濟が超濟より付法を受けることは、「当流一致」を目指す満濟にとつて、法流を管理する一つの機会にも成り得たのである。伝授の二月ほど後、【史料四】によれば超濟の使者として満濟の許へ出向いた定盛が妙法院本尊と聖教を三宝院経蔵へ収めている。満濟の聖教収集活動という視点から見ると、散在しかけた妙法院の聖教類を経蔵に収めるといふことは、法流、聖教類の管理の一環でもあつたと考えることができる。

ここまでは超濟の行つた満濟への付法とその背景について述べてきたが、満濟の行つた付法は超慶だけでは無かつた。そこで、次の史料を示したい。

【史料五】『満濟准后日記』 応永三十四年五月二十一日条

廿一日、降_レ雨、大洪水云々、今日於_二金剛輪院御堂_一就_二遍智院流_一奉_レ授_二印可於_二宝池院前大僧正坊_一、堂莊嚴事等弘忠法印奉行、祖師影如_レ常、八祖外尊師并故超濟僧正影懸_レ之、此流自_二超濟僧正_一相承故也、(後略)

超慶への印可の更に一月ほど後、今度は満濟によつて宝池院義賢へ印可が行われている。この印可は遍智院流であり、更に史料中に、超濟の影を掛けていること、遍智院流は超濟より相承したものであることが記されており、【史料二】で満濟がかつて超濟より付法を受けた一流であつたことが分かる。満濟は単に法流を預かつただけではなく、超慶への印可を機に、付法された法流を妙法院以外の人物、後に満濟の座主職を継ぐことになる義賢へも伝授してい

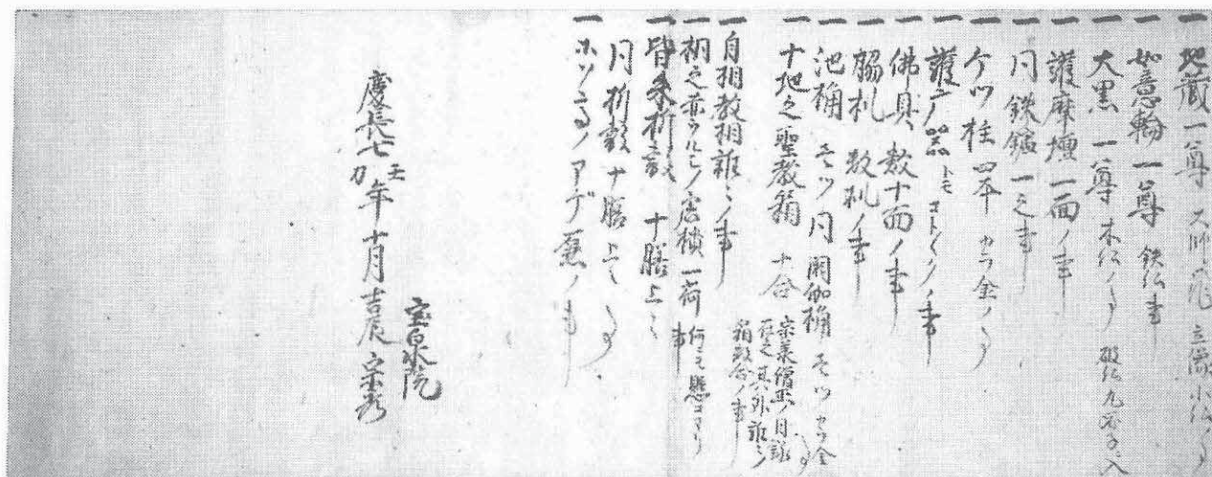
たのである。

そこで、この遍智院流を義賢へ伝授する意味を考えたい。遍智院については、今川佳世子氏、藤井雅子氏による研究がなされている。¹² 藤井氏によると、遍智院流は鎌倉後期に三宝院流と座主職を争った地藏院親玄より灌頂や受法を受けた地藏院の拠点院家であり、後宇多法皇によつて聖雲、聖尊の両法親王が入室し、醍醐寺支配の拠点と定めた院家でもある。¹³ 更に、今川氏によると、南北朝期、三宝院賢俊と遍智院宮聖尊とが座主職をめぐつて相論をしていたが、やがて和睦し、賢俊へ遍智院の管領権が移つたとされる。¹⁴ このように見ていくと、義賢の伝授された遍智院流には、【史料二】、【史料三】に見える、「遍智院」の「大事三卷」は聖尊宮法親王の筆跡によるものとされ、賢俊により三宝院に移された聖教が、やがて同流（三宝院定済方）の超済へと渡り、更に満済とその弟子義賢へと伝えられていることがわかる。遍智院流の義賢への伝授は、当流一致を目指す満済にとつて、醍醐寺座主として、また、三宝院門跡として正当性を示す機会になつたのではないか。

最後に某書状断簡に戻り、書状の発給者について考察したい。内容から見ると、印可の事を伝えており、印可授者の満済が妥当と考えられる。また、受け取りについては、印可の事を伝えられるべき院家である妙法院関係者かもしれない。しかし、これだけでは推測に過ぎない。そこで、差出しの比定の手助けとして、書状の筆跡に注目してみた。満済の筆跡については、藤井雅子氏が以下のようにまとめている。¹⁵ (i) 正方形の中に収まるような形に書かれた、文字の太さが均一的な字体。(ii) 「止め」「はね」「はらい」が流れることなくその都度止められ、「折れ」「まがり」の角度が直角に近い。(iii) 横画が比較的長い。藤井氏が筆跡の対象としたのは聖教類であり、書状の類ではないが、本書状も (ii) の特徴は備えていると思われる。また、満済の自筆書状を参照すると、満済の特徴的な字句、「到来」、「事」、「委細」¹⁶も当書状と一致することが分かる。以上のことから、差出しは満済と考えられ、本文書を「満

「濟書狀断簡」とすることができるとする。ただ、受け取った相手は推定に過ぎず、更なる考察が必要である。

以上、書状の内容・背景・発給者などについて考察を加えてきた。結論として本文書は醍醐寺座主・三寶院門跡の満濟によって書かれた書状であり、超慶印可のことについて記した、「満濟書狀断簡」である。関連史料によると、超慶という人物は妙法院の院家の僧であり、書状の翌月、三寶院門跡満濟により印可を授けられている。これは超慶が満濟の出世であるためである。さらに超慶の師である超濟と満濟との関係を考察したところ、超濟は、妙法院僧正として当院の院主となり、東寺長者も勤めていた人物であった。超濟は没する直前に満濟に対して法流（岳西院流・妙法院方・遍智院方）を伝授していた。この理由は、妙法院に法流を授けるべき人物がいないという事態によるもので、超濟は三寶院定濟方という同じ系譜を持つ満濟へ付法をすることで、法流が途絶えることを避けたのである。その後、超慶が成長し、年齢も達したため、満濟が応永三十四年に超慶へ印可を行ったのである。満濟の視点から超濟の伝授を見ると、この伝授は妙法院の法流を預かるという意味のほか、満濟による三寶院の当流一致の考えも見て取れる。三寶院の経蔵に入った超濟からの聖教のうち、遍智院流を満濟の後継者、義賢へ伝授したことは、藤井雅子氏の指摘した、満濟による細分化した三寶院流の統一と考えられ、法流の伝授の一環としてとらえることができる。ただし、醍醐寺地蔵院とこの「満濟書狀」との関係は問題であろう。当時の地蔵院院主は足利満詮男の持円であり、この印可の一件に関しては、持円や地蔵院が関与している史料は確認できない。このような状況からすると、醍醐寺地蔵院に伝来していたとは考えにくく、四通の相論文書とは別系統の伝来の文書と考えるべきだといえよう。



写真F 慶長七年十月吉辰、宝泉院宗秀仏具等注文（前欠カ）

四、「慶長七（壬寅）年十月吉辰、宝泉院宗秀仏具等注文」

○翻刻

（前欠カ）

- 一 地藏 一尊 大師御作 立像小仏事
- 一 如意輪 一尊 鉄仏事
- 一 大黒 一尊 木仏ノ事 破仏丸厨子二入
- 一 護摩壇 一面ノ事
- 一 同鉄鑪 一之事
- 一 ケツ柱 四本 カラ金ノ事
- 一 護摩器トモコト／＼クノ事
- 一 仏具 数十面ノ事
- 一 脇机 数机ノ事
- 一 池桶 壺ツ 同 闕伽桶 壺ツ カラ金
- 一 十地之聖教箱 十合 〈宗承僧正ノ目錄在之、其外雑々ノ箱数合ノ事〉
- 一 自相教相雑々ノ事
- 一 桐之赤ウルシノ唐櫃 一荷 〈何ニモ懸コアリ事〉

..... (紙継目)

- 一 皆朱折敷 十膳 上々
- 同折敷 十膳 上々事
- 一 ホソ高ノアケ爨ノ事

宝泉院

慶長七(壬寅)年十月吉辰 宗秀

○文書の状態

本文書は影写本では一六六〜一六七丁に配置され、二紙が貼り継がれており、現状では紙継は右上である。紙継目は厳密には「一 皆朱折敷 十膳 上々」の行にかかるかたちであるが、貼継部分が茶色く変色(のりあとか)していることや、紙継目上に書かれた文字が左右で少しずれていることなどから、紙が一度はがれ、継ぎ直されていることが確認できる。

○内容の考察

この文書は慶長七年(一六〇二)に宝泉院宗秀という僧侶が書き上げたものであるが、前欠の可能性が高いこともあり、この史料が具体的に何を意味しているかを明確にすることができない。何らかの護摩・修法に使う道具の可能性もあるが、すべてをそのように解釈するのは無理であろう。

そこで署名している宝泉院宗秀について少し掘り下げてみることで、この文書の性格を少しでも明らかにしてみたい。関連史料はそれほど多くないため不明確な部分も多いが、いくつかの史料から可能な限り整理してみる。まず「森田清太郎氏所蔵文書」の影写本において、本文書の前（一六四〇一六五丁）におさめられている「文禄五年七月二十二日仁王経御修法交名」から見てみたい。ここには文禄五年（一五九六）に行なわれた仁王会に参加する僧侶の名前が記されているが、その一人に宝泉院宗秀がいることが確認できる。そしてその傍注部分に「東寺」とあることから、宗秀は東寺僧であることがわかる。¹⁸ そのことから同時に宝泉院が東寺院号の一つであることも言えよう。この東寺僧という観点から調べを進めてみると、富田正弘氏の中世の東寺寺院組織に関する研究¹⁹が大変参考になる。この論文の末に付されている、中世の東寺院家の歴代院主などがまとめられた東寺寺僧院号索引などを中心に宗秀を調べてみると、永禄元年（一五五八）から永禄八年まで宝泉院を名乗っていたことが確認される。さらにその後の宗秀の動向を追うと、永禄九年から永禄十年までの間は、同じ東寺院号である宝輪院²⁰を名乗っていたことが確認されている。また同論文末にまとめられている東寺諸職補任から、当該期に宗秀は東寺廿一口方や十八口方をつとめていたこともわかる。たしかに東寺に関する法度に、宝泉院あるいは宝輪院として宗秀が署名を連ねている史料も散見され、宗秀の東寺における具体的な立場を知ることができる。以上のことを踏まえると次に掲げる史料の署名者「東寺宝輪院宗秀」が、宝泉院宗秀と同一人物であることがわかる。この史料に関しても未翻刻であるため、史料紹介を兼ねて、翻刻したものをここで全文掲載しておきたい。

【史料六】 宝輪院宗秀書状「田中教忠氏所蔵東寺文書」

地蔵院門跡灌頂秘密之道具并

仏法方之事、令授与常陸国府中広大寺

宥舜法印已下 ■■■、当流直末之

上者、於自今以後通用肝要候、

仍如件、

東寺宝輪院

天正二〔甲戌〕九月十一日 宗秀

この史料からは天正二年（一五七四）段階における宗秀の具体的な動向をうかがうことができ、少なくとも天正二年までは宗秀が宝輪院として活動していたことが確認できるため、富田氏の研究を一部補足することができよう。²¹ここで注目すべきは宗秀が「地蔵院門跡灌頂秘密之道具」を授与する権利を有していたことである。そしてその授与した相手が「常陸国府中広大寺宥舜法印」であることである。まず広大寺とは、常陸国府中とあることから、現在の石岡市若宮にある東耀寺のことであろうか。『平凡社歴史地名大系 茨城県』によれば東耀寺は創建の年代は不明であるが、明治三十一年（一八九八）の寺院明細帳は養老五年（七二二）の創建といい、寺伝は天平（七二九―七四九）以前の創建とされている寺である。現在は天台宗で、高照山養願院東耀寺となっているが、寛文三年（一六六三）の記録によれば、天元三年（九八〇）頃は法相宗広大寺と称し、常陸総社の臨時祭を執行したとあり、また永暦十一年（一一七〇）の記録ではもとは真言宗南円寺（現新治郡出島村）末で、寛永年間（一六二四―四四）天台宗に改宗といわれている。中世に真言宗千手院と勢力を争い、府中を二分した時代もあり、「新編常陸国誌」には、末寺に竜

光院（府中五大寺の一）ほか六カ寺、門徒に観音院ほか十五カ寺が記される。

さらに「醍醐寺文書」慶長十七年（一六一二）八月六日付「関東八州真言宗連判留書案」²²の連判者に常陸国の広大寺の名前を見出すことができる。この史料は当山派（真言系）の先達が駿府に集会したとき、本山派（天台系）の山伏が真言寺院から役銭を取られたという申し出があつたことをうけ、関東の真言寺院は今後本山派の謀略を許容することがないようにという旨が書かれた廻状に関東の二百五十以上の真言寺院が署判している。これらのことから当該期における広大寺は真言寺院として存在し、さらに本山派すなわち醍醐寺の統制のもとに組織された関東寺院の一つであることがわかる。この広大寺に対し、東寺の僧である宗秀が、しかも醍醐寺地蔵院門跡の「灌頂秘密之道具」を授与できることが示されていることは、当時の醍醐寺と東寺との密接なつながりがわかり、宗秀がその関係の中で重要な立場にいたことが理解できる。その内容は不明な点が多いとはいえ、当時の宗教界の動きの一端を見ることができ、可能性を持った史料といえよう。ただしこれにより「宝泉院宗秀仏具等注文」が四通の地蔵院相論文書や満濟の書状とともに、一卷にまとめられた積極的な理由となるかは判断が難しいところであろう。おそらくは、「森田清太郎氏所蔵文書」が分割される中で、醍醐寺関係のものと判断されて一括されたにすぎないと考えるべきではなからうか。

五、おわりに

以上、「森田清太郎旧蔵醍醐寺地蔵院等文書」一卷・六点の紹介をしてきた。この卷子の購入後、國學院大學図書館では、同じく「森田清太郎氏所蔵文書」のうちの「東寺・遍照心院相論関係文書」一卷を購入することができた。

これは、永享四年（一四三二）から明応六年（一四九七）までのいわゆる款冬田をめぐる相論の関係文書で、文書数は

三通となるのだろうが、一通は十一通の東寺と遍照心院相互の申状・陳状の案文で、もともと一卷の具書案であろうと思われ、とても興味深い（影写本に記されている数え方に従えば、十三点となる）。この相論に関しては、すでに久留島典子氏の「東寺・遍照心院相論考」（『東寺文書にみる中世社会』東京堂出版、一九九九年）があり大変に参考になる。ただ、今回の原本の確認により、影写本のこの部分には、かなりの錯簡があることがわかった。この点については、別に紹介することにしたと考えている。

要するに、九十五点からなる「森田清太郎氏所蔵文書」は、昭和初期に散逸し、その中の四十一点が「小泉策太郎氏所蔵文書」となり、それらは全て現在早稲田大学中央図書館所蔵文書となっている。一方、「森田清太郎氏所蔵文書」のうち「小泉策太郎氏所蔵文書」にならなかった五十四点の文書のうち、十九点が、最近國學院大學図書館に所蔵されたことになる。残る三十五点は、現在のところ所在が確認できない、ということになるだろうか。

なお、この調査を通じて、東京大学史料編纂所の大量の影写本の、現在も有する大きな価値を、再認識することができた。また、この調査の中で、同所の末柄豊・本郷恵子・高橋敏子・本郷和人の各氏には、とても有益なご教示をいただくことができた。ここに謝意を表するものである。

追記 本報告は、二〇〇九年度の國學院大學大学院における千々和の演習での講読の結果をもとに執筆したものである。二と三は北爪寛之、四は熊谷博史が主として執筆し、一、五の執筆と全体の加筆・削除などの調整は、千々和が行った。

註

- (1) 『大日本史料』八一四〇―四五九、延徳二年十二月二十日条。
- (2) 延徳貳年十二月三十日、室町幕府奉行人連署奉書案「進士文書」三〇号（松岡久人編『広島大学所蔵猪熊文書』）。

- (3) 「荻野三七彦旧蔵資料」は所蔵先である早稲田大学図書館が開設するホームページ、古典籍総合データベースで写真が掲載されている。(http://www.wul.waseda.ac.jp/kotenseki/ga_jhistory/index.html)
- (4) 東京大学史料編纂所、影写本「小泉策太郎氏所蔵文書」(架蔵番号 3071.36-173)。
- (5) 「勢州」はこの時期に勢州と名乗っている幕府政所執事伊勢貞経の可能性、伊勢国の可能性両様解釈はあるが、ここでは判断がつかないため両様の可能性を提示しておく。
- (6) 『満濟准后日記』応永二十年五月六日条、同三十一年五月十四日条、永享四年八月二十五日条など。また、東寺においても、永享六年(一四三四)超慶が後七日御修法に加わっていることが確認できる。『東寺百合文書』ふ函一五、文安二年真言院後七日御修法請僧交名一(三十六) 永享二年真言院後七日御修法請僧交名。
- (7) 鈴木智恵子「[出世者・世間者]考―醍醐寺僧の場合―」(『醍醐寺文化財研究所研究紀要』三一 一九八一年三月)。
- (8) 『醍醐寺新要録』下巻 妙法院篇。
- (9) 高橋慎一郎「『醍醐寺過去帳』の分析」(科研報告書『東寺における寺院統括組織に関する史料の収集とその総合的研究』研究代表者高橋敏子、二〇〇五年三月)。
- (10) 『満濟准后日記』応永二十三年十月二日条。
- (11) 藤井雅子「南北朝期における三寶院門跡の確立」(『中世醍醐寺と真言密教』勉誠出版 二〇〇八年九月)。
- (12) 今川佳世子「醍醐寺遍智院をめぐる三寶院賢俊と遍智院宮聖尊の相論について」(『鴨台史学』四 二〇〇四年三月)、藤井雅子「三寶院・三寶院流と醍醐寺座主」、同「後宇多法皇と醍醐寺諸院家との関わり」(『中世醍醐寺と真言密教』勉誠出版 二〇〇八年九月)。
- (13) 藤井氏(11) 論文。
- (14) 今川氏(12) 論文。
- (15) 藤井雅子「『醍醐寺史料』にみる寺院史料と筆跡」(湯山賢一編『文化財と古文書学―筆跡論』勉誠出版 二〇〇九年三月)。
- (16) いずれも「醍醐寺文書別集満濟准后日記紙背文書」(『大日本古文書』一九之別集)一。「到来」は五四号年月日未詳 大僧正満濟書状土代、「事」は七九八号(正長元年カ)八月十日、准三宮満濟書状土代、「委細」は八〇二号(正長元年)

九月二日准三宮滿濟書状土代。

(17) 註(11) 藤井氏論文。

(18) この交名には、その他に下醍醐をあらわす「下」の傍注を持つ「理性印大僧正」「宗然法印」「西王院法印堯巖」や上醍醐をあらわす「上」の傍注を持つ「密教院法印俊典」「無量寿院大僧都」「慈心院大僧都俊長」などが記されており、これらの傍注が僧侶の所属する寺院であることがわかる。「東寺」の傍注を持つものは「宝泉院権僧正宗秀」のほかに「宝巖院法印空盛」がいる。

(19) 富田正弘「中世東寺の寺院組織と文書授受の構造 付 寺僧一覽・諸職補任・索引」(『京都府立総合資料館紀要』八一九八〇年二月)。

(20) 同じ宝輪院院主として「宝泉院宗秀仏具等注文」の「十地之聖教箱」の割注に記されている宗承僧正の名も見え、明応二〜大永元年まで宝輪院院主であったことがわかる。

(21) ただし今回の「宗秀仏具等注文」では慶長七年段階で宝泉院を名乗っていたことになり、そうなると宗秀は宝泉院↓宝輪院↓宝泉院と院号が変わっていたことになる。このような院号の変化が、よくある例なのかどうかは本史料の史料的价值にも関わってくることであるが、現時点では検討が不十分であるため、今後の課題としたい。

(22) 「醍醐寺文書」(『大日本古文書』一九一五四四) 慶長十七年八月六日、関東八州真言宗連判留書案。